

第1回門真市地域包括支援センター運営協議会 議事録

開催日時 令和8年6月22日（月）午後2時から午後4まで

開催場所 門真市役所 別館 3階 第3会議室

議題

- (1) 市長あいさつ及び諮問
- (2) 令和8年度地域包括支援センター活動計画
- (3) 令和7年度地域包括支援センター決算及び令和8年度予算
- (4) その他

出席者

学識経験者

岡田 進一

保健・医療団体を代表する者

外山 学

磯和 均

黒岩 勉

喜多村 祐里

福祉団体を代表する者

藤江 冬人

長谷川 理恵子

介護保険の被保険者を代表する者

東 正子

増田 悦子

欠席者

永井 宏靖

樋口 智一

市及び事務局 出席者

吉井保健福祉部長

北井保健福祉部次長

美馬高齢福祉課長

藤澤高齢福祉課課長補佐
寶來高齢福祉課主任
中谷高齢福祉課係員
山村高齢福祉課係員

議事録

事務局：

定刻になりましたので、ただいまより令和8年度第1回門真市地域包括支援センター運営協議会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、ご多忙にも関わらず、本日ご出席いただき、誠にありがとうございます。本日、司会を務めます、高齢福祉課課長補佐の藤澤でございます。よろしくお願いいたします。恐れ入りますが、着座にて進行をさせていただきます。また、本日の会議は、議事録作成のため録音させていただいておりますので、明瞭にご発言いただきますよう、ご協力をお願いいたします。それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、

- ・ 次第
- ・ 資料1－①～1－⑤ 地域包括支援センター活動計画書、活動報告書
- ・ 資料2－①～2－⑤ 令和7年度 地域包括支援センター収支決算書
- ・ 資料3－①～3－⑤ 令和8年度 地域包括支援センター収支予算書
- ・ 資料4－①～4－② 令和6年度・令和7年度 門真市地域包括支援センター活動報告書

以上となっております。不足等はありませんでしょうか。

本日は、委員11名中9名のご出席をいただいておりますので、門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項の規定により、本会議が成立しておりますことをご報告いたします。次に、人事異動に伴い、事務局の担当に変更がございましたので報告いたします。保健福祉部次長の北井でございます。高齢福祉課課長の美馬でございます。

なお、本日、永井委員につきましては、事前にご欠席の旨をご連絡いただいております。

それでは、次第に沿って会議を進めさせていただきます。まず、会議に先立ちまして、市長よりご挨拶申し上げます。

宮本市長：

本年度第1回目となる本協議会に際しまして、皆様方にご尽力いただいていることに心から感謝する次第です。地域包括ケア含めて、各自治会ともにいろんな取組を進めて頂いておりますけども、まずやはり包括支援センターの運営をしっかりしていただくということが重要であり、そういった面では皆様方に忌憚のない御意見を頂ければなというふうに思っております。

また門真市はかねてから言われてるとおり、ひとり暮らしの高齢者の皆さんが非常に多い。そんな中において、介護保険料を含めて多くの課題を抱えており、そういった面で過去には比較的地域の活動が活発なところもあったんですけども、コロナ禍以降そういったそれぞれの地域の自治会であったり各種団体の機能っていうのが弱っていたり、そのような活動の場が減ってきているのが実情であり、そういった面ではひとり暮らしのお年寄り含めて、高齢者の皆さんをどのように支えていくかというのは新たな課題だということも認識しておるところです。

そういった面で、各介護事業者の皆さんであったり、いろいろな機関が連携し合いながら、安心して暮らせるような環境づくりが必要なんだというふうに思っております。

是非そういった面では皆さん方の実情に伴った御意見しっかり頂く中で、きっちりとした形をつくり上げてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。冒頭の御挨拶といたします。

事務局：

それでは、「諮問」に入らせていただきます。市長より、岡田会長へ諮問いたします。

宮本市長：

門真市地域包括支援センター運営協議会会長岡田進一様。門真市地域包括支援センターの運営について（諮問）。地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営を確保するために、令和9年度門真市地域包括支援センター基本方針及び令和8年度地域包括支援センター活動計画の内容等について、貴運営協議会の意見を求めます。令和8年6月22日門真市長宮本一孝。

事務局：

ありがとうございました。市長につきましては、誠に恐縮ではございますが、次の公務のため、ここで退室させていただきます。

次に、本日の会議の傍聴について、ご報告させていただきます。本日は現時

点で傍聴希望者はおりませんので、ご報告させていただきます。なお、案件3の内容につきましては、法人の内部情報に係るため非公開とさせていただきますので、御理解頂きますようよろしくお願いいたします。それでは、ここからは、岡田会長に進行をお願いいたします。

岡田会長：

それでは、これ以降の進行につきましては、着座にて、私が進めさせていただきます。まず、次第2「令和7年度地域包括支援センター実績及び令和8年度地域包括支援センター活動計画」を事務局より説明をお願いいたします。

事務局：

それでは、案件（2）令和8年度 地域包括支援センター活動計画について、ご説明させていただきます。資料1をご覧ください。今年度、地域包括支援センターとして力を入れる事業等を中心にお伝えをします。

資料1－①をご覧ください。一番左に振っている番号の「②地域ケア会議」の項目では、これまでも開催されている自治会との防災の机上訓練をもとに、これまで行っていなかった地域でも防災意識を高めるような取組みを検討しています。④介護予防普及啓発事業の項目の1「介護予防教室」については、今年度から新たに開催日時や場所を固定化し、教室参加へのハードルを下げ、地域住民が参加しやすいような工夫をされています。⑦認知症総合支援事業の項目では、地域の認知症高齢者の方を早期にキャッチするために、地域住民へオレンジチームの周知啓発を行い、認知症の方へのファーストタッチを早める取組みを推進されます。また、3「認知症カフェ」につきましては圏域内の認知症カフェの運営にこれまでも積極的に関わられ、少しずつ認知症の当事者の参加も増え、地域で認知症の方が安心して過ごせる場となっており、また、4「認知症サポーターステップアップ講座」も地域づくりを主眼におき、開催される予定です。

資料1－②をご覧ください。門真第2地域包括支援センターでは、「ポスト2025を見据えた地域共生社会の具現化」をテーマに掲げ、活動される予定です。今年度は属性を問わず、重層的支援体制整備事業との連動を意識した相談支援体制の強化や、複雑化・複合化した課題に対してもアウトリーチ型での支援の展開を検討されています。①包括的継続的ケアマネジメント業務の項目においては、元気はつらつ事業やリハビリ専門職との連携を主軸にした「卒業のあるケアマネジメント」を地域に定着させるような取組みを検討されています。②地域ケア会議の項目の2「圏域地域ケア会議」では、防災をテーマに取組みを検討されています。⑥介護予防拠点の開発の項目などにつきましては、

今年春に新橋町のイズミヤが閉店したことに伴い、新たに活動の場の開拓が必要となっております。新たな活動の場の開拓については生活支援コーディネーターと連携して行われる予定です。

資料１－③をご覧ください。門真第３地域包括支援センターは、市内で最も高い高齢化率の33.1%の圏域ですが、今年度は①包括的継続的ケアマネジメント業務の項目において、高齢者の課題を解決するだけでなく、ケアマネジャーが、円滑に仕事ができるよう、ケアマネジャーのニーズに合った研修テーマを企画することに注力される予定です。また、⑤地域介護予防活動支援事業の項目、⑥介護予防拠点の開発の項目では、新たな通いの場の創設を目標に掲げつつ、単に通いの場の数を増やすだけではなく、自発的に考え、活動していけるような自律的な通いの場を展開することを目標にあげています。

資料１－④をご覧ください。門真第４地域包括支援センターは、④の介護予防普及啓発事業の項目では、今後本市で予定されている公共施設の統廃合に伴い、生活支援コーディネーターなどと連携し、新たな活動の場の開拓などにも着手される予定です。また、通いの場については、担い手・リーダー不足の課題を解決するために、②地域ケア会議のテーマなどに取り上げ、地域課題の解決にも取り組む構想もあがっています。⑤地域介護予防活動支援事業の項目では、通いの場での認知症サポーター講座や体力測定などをツールに関わることで、通いの場の活性化支援をはかる予定です。３「ボランティア等養成及び活動支援」については、圏域ケア会議からボランティアの担い手の養成や、支援にも取り組まれます。⑦認知症総合支援事業の項目において、昨年度末に認知症カフェの立上支援を行い、圏域内に認知症カフェができたことから、今年度はさらに発展させ、認知症の方やご家族が気兼ねなく立ち寄れ、交流や相談のしやすい場づくりなど、さらに充実した支援を行う予定です。

資料１－⑤をご覧ください。門真第５地域包括支援センターは、最も高齢者人口の多い圏域であり、認知症高齢者への対応などが課題になっています。

そのため、④「介護予防普及啓発事業」の項目で、軽度認知障害である

「MCI」の周知啓発活動に注力し、認知症になる前や初期の段階から早めに関わるための取組みを行っていきます。また、圏域にある牧リハビリテーション病院の理学療法士による運動指導は、これまで実施していない地域での開催を予定し、自宅で取り組める体操の普及を行う予定です。次に⑥介護予防拠点の開発では、未開拓の自治会館の情報収集や関係者へのアプローチを続け、それ以外にも薬局や介護サービス事業所等の新たな拠点づくりをめざされます。また⑦認知症総合支援事業の項目では、引き続き「れんかファーム」にて認知症の有無に関わらず、住民が畑作業を通じ収穫物などにより、地域のこども食堂などと繋がるような取組みを行い、世代を超えた繋がり創出を検討していま

す。

案件（２）令和８年度 地域包括支援センター活動計画についての説明は以上でございます。

岡田会長：

ただいま、事務局より説明がありましたが、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

喜多村委員：

表の見方で質問があります。令和７年度の実績の横に活動計画があるのですが、その回数と人数について、活動計画の方の回数人数と門真市目標値の回数と人数の間に結構な乖離があるが、これはどういう理由でこうなるのでしょうか。

事務局：

目標値については３年に一度の高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画のときに想定した目標値を設定しているが、それを上回って地域包括支援センターが実施してくれているというところで、乖離が発生しています。

喜多村委員：

わかりました、ありがとうございます。活動計画というのは令和８年度で、令和７年度の実績があつてそれに基づいて計画値を出してらっしゃるということですね。目標値についてはあくまで参考値ということですね、ありがとうございました。

岡田会長：

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。では、また後程このことについても含めてご意見があるようでしたら、承りたいと存じます。それでは続きまして、次第３「令和７年度地域包括支援センター決算及び令和８年度予算」について事務局より説明をお願いいたします。

【案件（３）は非公開】

※地域包括支援センターの決算と予算については、当該法人の財産権その他正当な利益を害する恐れがあることから、非公開とします。

岡田会長：

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。無いようでしたら、この案件は終了とさせていただきます。それでは、最後に、案件4「その他」といたしまして、事務局よりお願いします。

事務局：

その他についてですが、資料4-①及び4-②をご覧ください。令和9年度から11年度までの地域包括支援センターの業務委託については、前回の運営協議会で随意契約での事業継続を実施する旨、ご了承いただき、そのうえで予算措置をしているところではありますが、委員長より過去の実績を踏まえて最終的に事務局が決定する方がより望ましいとのご意見を頂戴しておりましたので、資料に沿って説明させていただきます。

資料4-①は、7年度の各地域包括支援センターの活動報告の抜粋、資料4-②は6年度の同活動報告になっており、事業の内容ごとに回数・人数といったセンターの実績と市の目標値を比較し、区分ごとにセンターがどれだけ達成することができているかを評価とし、達成していれば○、達成できなければ×、目標値を設定していなければ－（バー）となっております。6年度・7年度のセンターの活動内容につきましては、それぞれの表の下部に「門真市目標値の達成状況」として達成状況が示されており、事務局としては、区分ごとの市の目標値に対する評価として、第1から第5センターともに概ね達成できていると認識しておりますので、前回協議会でご了承いただいているとおり、随意契約での事業継続を実施したいと考えておりますのでよろしくお願いします。説明は以上でございます。

岡田会長：

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。特になければ、事務局にご説明いただいたとおり、これをもって随意契約で継続とさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

増田委員：

例えば、地域包括支援センターをやりたいと言って手を挙げるところはあるのでしょうか。前に質問させていただいたときは、小学校区で区割りをして決

めたんだということで、前回のときももう小学校自体が一緒になっていて、人口もいろいろと、差も出てきてるだろうからって話もさせていただいて、区割りといったらおかしいですけども、そういう見直しをどこかの段階でしたほうがいいんじゃないかっていうふうな発言をさせていただいたのですが、例えば、随意っていうのは、行政さんのほうからしてください、地域包括支援センターを運営してくださいねっていうことで、お願いにあがるということでしょうか。

事務局：

現在の包括支援センターの契約というのが、令和6年度から3か年の契約なんですけれども、そのときはプロポーザルを実施させていただいて、業者選定の手続きをとらせていただいたんですけれども、9年度から11年度、次の3か年につきましては、随意契約という形で今の法人と引き続き契約するという形で手続きをさせていただきます。

増田委員：

そしたら令和11年度が終わったら、どういう風な設計になるのでしょうか。

事務局：

令和11年度が終わった後につきましては、状況も見つつですけども、基本的にはプロポーザルを実施することになるかと思うのですが、具体的にどういうふうになるかはまだ決まっておりません。恐らくこの場で決めるような形になるかと思います。

増田委員：

ごめんなさい、プロポーザルって何ですか。

事務局：

事業者の選定委員会を立ち上げて、業者がプレゼンテーションをして委員が点数をつけて評価をつける手法のことです。

増田委員：

令和5年のときにはそれをしたと。そのときにはたくさん事業者さんがいらっしまったんでしょうか。

事務局：

そのときに、実際に手を挙げてこられたのが今の5つの法人、第1から第5までの現在委託契約をしている法人さんが手を挙げてこられて契約した形です。

増田委員：

それは広く、プロポーザルに参加される業者さんが増えるように、何かアプローチをされての結果なんですか。

事務局：

ホームページで公開して周知した上で実施しておりますが、おそらくこの5つ以外に門真市内にできるところはないのかなと考えております。今回随意契約の理由として、一つは計画の高齢者計画が3年、3年だけでは少し短いというのがあって、やはりもう少し長く2期単位ぐらいで、長い目で見ただ中で包括を適正に運営していただくというのにも必要なのかなというところで、次の3か年は随意契約で契約させていただいて、その次は今のところプロポーザルで見直しも必要なのかなと想定はしているのですが、その時はまた諮らせていただきます。

喜多村委員：

先ほど第3地域包括支援センターの指導の話がありましたけれども、資料4-1の第3包括で見させていただくと、地域ケア会議のところはバツになって、目標値が3のところ2しか開催されてないということなんですけど、このあたりは何か改善される予定なんですか。

事務局：

中間報告や最終報告で包括にヒアリングをさせてもらって、できることできないことを話をさせてもらっておりますので、してもらおう方向で話をさせてもらっています。

増田委員：

今一度地域ケア会議がどういうものか教えてもらえますか。

事務局：

具体的なケースごとに、例えば関わりのあるケアマネさんとか病院、そういう関係者とどうやって支援していくとか、そういった場合の会議になっています。そういうケースが有るか無いかによってこれがカウントされるかという

のもあるかとは思いますが。

岡田会長：

もう一つですね、やはり今支援困難事例等も結構増えてきてまして、そういうときに、地域の中でいろんな方に集まってもらわんと解決できないこともあるんですね。ですから、主任介護支援専門員中心に、様々な方々にお集まり頂いて、その事例についてどういうふうな対応の仕方あるんだろうかという会議を開いたりするのが地域ケア会議です。おっしゃっていただいたとおりです。そういったことが多いのでやはり支援困難事例が出てきた段階で、どういう判断をするのかっていうのは地域包括支援センターの判断ですけれども、これで地域の方々の協力をいただいてどう解決していくのかということをする会議です。

増田委員：

ありがとうございます。

岡田会長：

他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。では無いようでしたら、この案件につきましてはお認めをさせていただきたいと思います。ほかに事務局で連絡事項はございますか。

事務局：

最後に、事務局より連絡事項を申し上げます。次回の運営協議会は、令和8年10月30日を予定しておりますが、特に審議する案件が無い場合は開催を見送る可能性もございますので、その際は改めてご連絡させていただきます。事務局からは以上でございます。

岡田会長：

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(なし)

岡田会長：

本日の会議を受けてご意見、ご質問等ございますでしょうか。

少し私のほうから。地域包括支援センターは、御案内のとおり非常に重要な

機関であります。本日市長もおっしゃってましたように、門真市はひとり暮らし高齢者が非常に多い。かつ、ご存じのとおり認知症基本法というのが本格実施となって、どういうふうにひとり暮らしの認知症の方々を支援していくのかというような議論も介護保険事業計画の中で出てくる中で、この今回の評価があるというふうに考えておりますので、この運営協議会の内容も含めて、今後、介護保険事業計画や高齢者保健福祉計画にも生かしていただくということが大事なかなと思います。といいますのは、大阪市内で高齢者の御本人調査をさせていただいたんですが、診断をされて、あまり福祉サービスや介護保険サービスを使わないのはどうしてですかということ、まだ大丈夫だからという御意見が7割ぐらい。ということは、認知症の診断を受けておられるんだけど、これは結構大丈夫だと、第三者目線だと大丈夫じゃないケースが多いんですけれども、それが支援困難事例になっていくケースが多いんです。やっぱりそういうふうな形で先ほどの御説明があったように、アウトリーチ型というかももう少し積極的に待ちの相談ではなく、積極的にどういうふうにアプローチをかけていくのかっていうのも、地域包括支援センターあるいは初期集中支援チームにお願いすべき内容なのかなと思ってますので、この協議会の中でそういう議論もあったということで、ぜひ地域包括支援センターにもお伝え頂ければありがたいかなと。会長からは、この御意見をもって終了とさせていただきます。ほかに何か、もし、ございましたら。

増田委員：

私は傾聴ボランティアで居宅訪問とかさしていただいているんですけども、岡田会長がおっしゃったように、認知症ではなくて逆に頭はすごくすっきりされて全然問題ないけど、もう歩けなくなったって言って家から出られないと言ったので、介護保険はって聞いたら、何か全然点数がでないんですよと言われる。それは私が不勉強なんでどういう具合で審査されてるか分からないんですけど、私は体感として、そういうすごく頭はクリアなんですけど出歩けないという方も、増えてきてるように思います。

岡田会長：

それは要介護認定を受けていただかないといけないということがあって、恐らく要支援2とか要介護1とかっていう可能性があったり、あるいは場合によ

っては要支援1。その場合には、それほど多くのサービスを受けられないということがあるが、ヘルパーさんやデイサービスを受けていただくことはできるんですけども、外へ出かけるサービスというのは基本的にないですので、ホームヘルパーがどこまで支援をしているのかというのがあり、その辺は介護保険外サービスということになるので、そこはちょっと難しい。

増田委員：

なので、たぶんボランティアの私たちがやってるんだと思うんですけども、そういう方が少し増えてきたなっていうのは体感としてあります。

岡田会長：

そのことを議論するとするならば、介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画での議論になろうかと思いますので、私のほうで記憶にとどめとさせていただくということで。

増田委員：

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

外山副会長：

協議会の在り方なんですけれども、先ほど10月の会議は案件なければ中止もありうるという説明だったと思うんですけども、くすのき広域連合時代のこの会議は、初期の頃は各包括さん来られてたと思います。私の記憶だと新型コロナの感染拡大があって人数を絞らなければいけないというところで、包括さんの出席がなくなって現在に至るという認識なんですけれども、そういうことも落ちついてきてもし案件も少ないということであれば、会議に包括さんに来ていただくという形は全く想定されておられないでしょうか。

事務局：

今のところ想定はしてなかったんですけど今御意見ちょうだいしましたので、少し検討させていただきたいなと思います。

岡田会長：

直接当事者の方々にどういう状況なのかというのは、意見をお聞きするのも

一つの案ではないのでぜひ、事務局で御検討頂き、御検討頂いてその結果についてはまた、連絡をしていただければと思います。他にいかがでしょうか、よろしいでしょうか。

それではないようでしたらこれで、本日第1回地域包括支援センター運営協議会を、これをもちまして終了とさせていただきます。

委員の皆様方には本日御協力頂きましてありがとうございました。